平成２１年（フ）第４５号
宮崎県東臼杵郡美郷町南郷区神門1574番地イの２
破産者　田原　洋子
異議申述期間　平成23年２月２日まで
平成22年12月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１６年（モ）第６９８８０号
（平成１２年（フ）第５１０３号）
大阪府東大阪市長瀬町３丁目１番50―207号、申立時の住所大阪府東大阪市永和１丁目23番18号
破産者　吉村　義雄
審尋期日　平成22年12月22日午後３時
平成22年11月24日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１００２号
盛岡市本宮字上越場２番地14
清算株式会社　株式会社ピーエム
清算人　宮腰　孝子
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（ヒ）第２５号
栃木県河内郡上三川町大字上三川3948番地
清算株式会社　ライトン電子工業株式会社
代表清算人　櫻井　正邦
１　決定年月日　平成22年11月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第３０３３号
大阪市生野区新今里１丁目14番３号
清算株式会社　株式会社大種工務店
代表清算人　片井　輝夫
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２号
沖縄県宜野湾市野嵩１丁目14番13号
清算株式会社　株式会社プラコム
１　決定年月日　平成22年11月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所沖縄支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２号
香川県丸亀市蓬莱町56番地３
清算株式会社　琴平参宮電鉄株式会社
代表清算人　浅羽喜二郎
１　決定年月日　平成22年11月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社（以下「清算会社」という。）の負担とする。
２　端数の処理
按分弁済額の算定の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。
第２　保有資産の換価処分方法
１　任意処分期間
清算会社は、本協定認可決定確定日から起算して６か月間を任意処分期間として位置付け、同期間中は、原則的として任意売却の方法により保有資産の換価処分を行う。ただし、保有資産について担保権実行がなされた場合、あるいは、任意売却の方法による換価処分が著しく困難であると見込まれる場合等は、この限りでない。
２　任意処分期間経過後の措置
上記１の任意処分期間を経過しても売却することのできない資産が存する場合、清算会社は、会社法538条所定の自助売却の方法により保有資産の換価処分を行う。
第３　一般協定債権
１　定義
一般協定債権とは、協定債権のうち、第４項に定める敷金返還請求権に該当しない債権をいい、別表１一般協定債権弁済計画表（以下「別表１」という）の「届出額」欄記載の債権（合計45億3571万8619円）をいう。
２　特別清算開始決定日以後の利息・遅延損害金の免除
一般協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金債権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　認可後弁済
清算会社は、一般協定債権者に対して、本協定認可決定確定後１か月以内に、別表１の「認可後弁済額」欄記載の額（合計１億5000万0004円）を、一括して支払う。
４　最終弁済
清算会社は、一般協定債権者に対して、保有資産の換価処分の完了後遅滞なく、当該換価処分完了後の資金（最終弁済後に要する清算費用を除く）を弁済原資として、別表１の「按分弁済基準額」欄記載の額（総額37億6779万5787円）の割合に基づいて算定される按分弁済額（別表１の「最終弁済額」欄記載の額、合計額未定）を、一括して支払う。なお、別表１の「按分弁済基準額」はＲＣＣ策定の事業再生計画において合意された主要協定債権者の非保全債権額である。
５　最終弁済後の残債権の放棄
一般協定債権者は、最終弁済を受けたときに、残余の一般協定債権を全額放棄する。
第４　敷金債権
１　定義
敷金債権とは、協定債権のうち、清算会社が所有する不動産に関する賃貸借契約に基づき貸借人が清算会社に差し入れている敷金にかかる協定債権をいい、別表２敷金債権弁済計画表記載の債権（債権額9000万円、停止条件付債権（条件未成就））をいう。
２　敷金債権の取扱い
㈠　清算会社は、敷金債権の相殺に備えるため、敷金債権と同額の金員を寄託する。
㈡　清算会社は、敷金債権にかかる賃貸借契約の目的不動産を換価処分する場合には、原則として、買受人に敷金債権を免責的に承継させるものとする。敷金債権の免責的承継が実現した場合、上記㈠の寄託金は、一般協定債権者に対する弁済原資に充てる。
㈢　上記㈡による敷金債権の免責的承継ができなかったときは、清算会社は、賃貸不動産の明渡しによる条件成就後の確定敷金債権（原状回復費等控除後の残額）に対して、上記㈠の寄託金をもって、その支払に充てる。この場合、弁済充当後の残余の寄託金は、一般協定債権者に対する弁済原資に充てる。
（別表１及び別表２は省略）
高松地方裁判所丸亀支部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第４２号
大阪市西区九条南４丁目１番18号
再生債務者　株式会社ファンデリック
主文　すべての債権者は、再生債務者につき民事再生法250条１項の規定による破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、破産法25条１項に規定する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成22年11月26日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３２号
大阪府枚方市北中振４丁目10番３号
再生債務者　タイコー株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区堂島浜１丁目１番５号　大阪三菱ビル６階　梅田総合法律事務所　弁護士　加藤　清和
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除